

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管(関係官庁)			
080010	'保幼士(仮称)の創設と資格認定試験の一元化	教育職員免許法第16条の2	幼稚園における教職員については幼稚園の教員免許状を有するものでなければなりません。	'保幼士(仮称)の創設と資格認定試験の一元化	'保幼士(仮称)の資格認定試験は以下によるもの。試験内容は、現行の幼稚園教員資格認定試験の一次試験及び保育士資格認定試験(筆記試験と保育実習実技)並びに小論文とする。試験は、同日会場内で一元化して実施する。なお、現在、幼稚園教員資格を保有している者は保育士資格認定試験を、保育士資格を保有している者は幼稚園教員資格認定試験(一次試験のみ)をそれぞれ受ける。また、現在両資格を保有している者は、'保幼士'の名称を用いることができる。	幼保一元化の流れ、とりわけ'認定子ども園'のスタートに伴ない、教育中心の幼稚園と保育中心の保育士の役割を効果的に融合して遂行できる新しい'保幼士'が望まれる。認定試験は、新'保幼士'に相応しいものとするため左記の内容とする。加、知識量にならない。幼稚園教員資格認定試験の二次試験は免許する一方、全人的な魅力・コミュニケーション能力を把握するために小論文を課す。受験者の便宜を図るため、認定試験は同日会場での、1回限りの試験とする。	C	-	認定子ども園制度は、就学前の子どもに対する幼児教育と保育を一体的に提供する機能を備える施設であり、幼稚園と保育所双方の水準を満たすことを基本としています。このため、職員資格についても、幼稚園教員免許状と保育士資格の併有を求めざるをえません。幼稚園免許と保育士資格については、3歳から5歳の子どもを対象に1日4時間標準とした教育を行う学校である幼稚園と、保護者の就労等の事情により保育に欠ける層からの子どもを対象に1日長時間の保育を行う児童福祉施設である保育所という両施設の目的・役割の違いを踏まえたものとなっています。このため、幼稚園免許保有者は、教師の意義及び教員の役割を理解し、適切に教育課程を編成して3歳から5歳の子どもに指導に当たる能力を有することに力点が置かれているのに対し、保育士資格保有者は、児童福祉、小児保健、小児栄養、保健管理、基礎的な教育原理を幅広く理解し、専門的知識を持って0-2歳児の低年齢児を含む子どもの保育に当たる能力の養成に力点が置かれているものであって、これを単純に一元し、新たな国家資格を創設することは困難です。												1109020	社団法人日本ニュービジュニア協議会連合会	文部科学省 厚生労働省		
80020	義務教育における飛び級制度の導入	学校教育法第19条、第37条、第46条	小学校の就学年齢は6年となっています。中学校の就学年齢は15年となっています。	義務教育課程において、極めて優秀な生徒につき、教育委員会の推薦および本人の希望により、飛び級を認めるものとする。	義務教育課程において、極めて優秀な生徒につき、教育委員会の推薦および本人の希望により、飛び級を認めるものとする。	現在の法律では、義務教育課程において飛び級制度がなく、より高いレベルの教育を受けたいという希望を持つ生徒は、塾などを利用せざるを得ない状況である。その費用が負担出来ない保護者の子どもも、現時点で高いレベルの教育を受けることが出来、将来国や地域を支える人材を育成することが出来る。また塾や地域ボランティア等に費やすことが出来、将来、安全で安心の出来る地域社会を形成することが出来る。	C	-	ご提案の小学校、中学校における児童生徒の飛び級については、義務教育の期間は、全国ですべての国民に対し、共通であることに意義があり、地域の特性に応じた地域差は考えないこと、地域差のある場合の取扱いの問題などが、一部地域のみ特別の取扱いを認める特区制度を適用することは馴染みものではないと考えられます。また、本は、我が国の学校教育制度に大きな影響を与えることから、我が国の公教育の枠組みにかかるとして、児童・生徒の全人格的成長等の点も勘案し、国際的議論により中長期的な観点から検討されるべき事項であるため、全体的な教育改革の必要として、直ちに結論を得ることが困難な問題と考えます。											1006010	社団法人富岡青年会議所	文部科学省			
080030	教員免許制度の緩和による小・中学校間の連携強化	教育職員免許法第3条第1項、第2項、同法第3条の2第1項、同法第4条第1項～第6項、同法第5条第2～4項、同法第16条の5第1項	教育職員は、学校種等によりそれぞれ求められる専門性を有していることから、各相当の実務経験があり、且つ学識博識・生徒の生活指導等に資する者でなければならぬとされています。また、その例外として、専門性の高い教科指導の推進という観点から中学校教員免許を有する者は、所有している免許状の教科に相当する教科について小学校で教えることができます。	各自の個性が現れ、興味・関心が分かれてくる小学校高学年において、児童の授業への関心・集中力を高めるため、中学校教員(・中学校教員)による教科指導の充実など、指導方法の多様性を確保することが出来る。児童の心身の発達に関する変化に対応するため、小学校教員と中学校教員(・中学校教員)がチームを組んで指導に当たるなど、より柔軟な指導体制が構築できる。小学校における教科指導については、市町村教育委員会が責任を持って、当該教員のスキルアップのための研修等を通じ実施するものとする。	小・中学校においては、小学校が全教科担任制、中学校が教科担任制であることから、これまで相互の連携は難しい面があった。しかしながら現在は、中学校において全教科担任が増加しているなどの実績があり、小・中学校の垣境の部分に問題が生じているのではないかと、その指摘は適切である。こうした状況に対応できるような指導体制を構築し、指導方法を促進することは有効な手段である。当該規制緩和により小・中学校間の人事交流が促進され、連携が強化されることにより、指導方法の多様性を確保することができ、またより柔軟な指導体制を築くことができ、といった効果が期待できる。	C	-	教育職員は、学校の種類等によってそれぞれ必要な専門性が異なっているため、それぞれの学校の種類ごとの免許状を有していることが必要です。中学校や高等学校の免許状所有権については、専門性の高い教科指導の推進という観点から、所有する免許状の教科に相当する教科については小学校で教えることが指導制度において可能となります。しかしながら、学級担任については、子どもの発達段階にあわせ適切な生徒指導等を行うことが求められていることから、特定教科の専門的知識を有していることだけをもって、小学校の免許を有しない者が小学校で学級担任をすることはできません。	C	-	教育職員は、学校の種類等によってそれぞれ必要な専門性が異なっているため、それぞれの学校の種類ごとの免許状を有していることが必要です。中学校や高等学校の免許状所有権については、専門性の高い教科指導の推進という観点から、所有する免許状の教科に相当する教科については小学校で教えることが指導制度において可能となります。しかしながら、学級担任については、子どもの発達段階にあわせ適切な生徒指導等を行うことが求められていることから、特定教科の専門的知識を有していることだけをもって、小学校の免許を有しない者が小学校で学級担任をすることはできません。												1037060	北九州市	文部科学省
080040	高松市小中一貫教育特区構想(教員免許の弾力化構想)	教育職員免許法第3条第1項、第2項、同法第3条の2第1項、同法第4条第1項～第6項、同法第5条第2～4項、同法第16条の5第1項	教育職員は、学校種等によりそれぞれ求められる専門性を有していることから、各相当の実務経験があり、且つ学識博識・生徒の生活指導等に資する者でなければならぬとされています。また、その例外として、専門性の高い教科指導の推進という観点から中学校教員免許を有する者は、所有している免許状の教科に相当する教科について小学校で教えることができます。	高松市で実施予定の小中一貫教育における小・中間の円滑な接続による教育体制づくりに向け、小・中教員の相互乗り入れを可能にするため、教育職員免許法第3条(各相当の実務経験を有する者)の項下において、小・中どちらか一方の免許しか持っていない教員で、かつ、小・中どちらか一方の免許を有する者でなければならぬとされています。ただし、その例外として、専門性の高い教科指導の推進という観点から中学校教員免許を有する者は、所有している免許状の教科に相当する教科について小学校で教えることができます。	高松市で実施予定の小中一貫教育における小・中間の円滑な接続による教育体制づくりに向け、小・中教員の相互乗り入れを可能にするため、教育職員免許法第3条(各相当の実務経験を有する者)の項下において、小・中どちらか一方の免許しか持っていない教員で、かつ、小・中どちらか一方の免許を有する者でなければならぬとされています。ただし、その例外として、専門性の高い教科指導の推進という観点から中学校教員免許を有する者は、所有している免許状の教科に相当する教科について小学校で教えることができます。	照教育委員会の人事配置の実情から考え、ある学校だけに配慮した人員配置をすることは不可能である。そこで、今回の提案を実施することで、小・中学校の教員が、小学5年生から中学1年生まで連続して指導することが可能となる。それにより、子どもがそれぞれの教師との安定した人間関係の中で中学校生活を迎えることができる。その一方で、小・中から進学する不安の解消と意欲の維持ができ、ひいては学力の向上につながる。さらに、新設統合小・中学校以外の学校における小中連携に寄与すると思われる。	C	-	教育職員は、学校の種類等によってそれぞれ必要な専門性が異なっているため、それぞれの学校の種類ごとの免許状を有していることが必要です。中学校や高等学校の免許状所有権については、専門性の高い教科指導の推進という観点から、所有する免許状の教科に相当する教科については小学校で教えることが指導制度において可能となります。しかしながら、学級担任については、子どもの発達段階にあわせ適切な生徒指導等を行うことが求められていることから、特定教科の専門的知識を有していることだけをもって、小学校の免許を有しない者が小学校で学級担任をすることはできません。	C	-	教育職員は、学校の種類等によってそれぞれ必要な専門性が異なっているため、それぞれの学校の種類ごとの免許状を有していることが必要です。中学校や高等学校の免許状所有権については、専門性の高い教科指導の推進という観点から、所有する免許状の教科に相当する教科については小学校で教えることが指導制度において可能となります。しかしながら、学級担任については、子どもの発達段階にあわせ適切な生徒指導等を行うことが求められていることから、特定教科の専門的知識を有していることだけをもって、小学校の免許を有しない者が小学校で学級担任をすることはできません。											1024010	高松市	文部科学省
080050	高松市小中一貫教育特区構想(臨時免許の弾力化構想)	教育職員免許法第3条第5項	普通免許状を有する者でできない場合、臨時免許状の授与が可能である。	高松市で実施しようとしている小中一貫教育の成果として期待される小・中間の円滑な接続による教育体制づくりにおいては、学校種別の教職員の勤務の実績を把握し、適切な知識又は技能を有し、社会的希望があり、教育の職務に専念して職務に専念し、校長の推薦に基づき授与される免許状。	高松市で実施しようとしている小中一貫教育の成果として期待される小・中間の円滑な接続による教育体制づくりにおいては、学校種別の教職員の勤務の実績を把握し、適切な知識又は技能を有し、社会的希望があり、教育の職務に専念して職務に専念し、校長の推薦に基づき授与される免許状。	照教育委員会の人事配置の実情から考え、ある学校だけに配慮した人員配置をすることは不可能である。そこで、今回の提案を実施することで、小・中学校の教員が、小学5年生から中学1年生まで連続して指導することが可能となる。それにより、子どもがそれぞれの教師との安定した人間関係の中で中学校生活を迎えることができる。その一方で、小・中から進学する不安の解消と意欲の維持ができ、ひいては学力の向上につながる。さらに、新設統合小・中学校以外の学校における小中連携に寄与すると思われる。	D	-	教育職員免許法は、各学校種や免許状に応じた専門性を確保するために、相当する学校や教科の免許を必要とする原則を定めています。これを踏まえ、普通免許状を有する者を採用することができない場合は、教育職員免許法の規定に基づき、普通免許状を有する者でなく、臨時免許状を授与することが可能であると考えます。また、優れた知識等を有している場合には、特別免許状制度を活用することもできます。	D	-	特別免許状については、学校教育の効果的な実施の必要性に基づき授与されるものであり、教員としての採用を前提としているため、任命権者の推薦を必要とします。また、小学校や中学校の教員であって、優れた知識等を有している場合は、特別免許状を受け、今後、黒教員委員会と協議しながら、円滑な実施に努めたいです。									1024020	高松市	文部科学省		
080060	高松市小中一貫教育特区構想(特別免許の授与について)	教育職員免許法第3条第3項、第3項	特別免許状は、担当する教科に関する専門的知識又は技能を有し、社会的希望があり、教育の職務に専念して職務に専念し、校長の推薦に基づき授与される免許状。	高松市で実施しようとしている小中一貫教育の成果として期待される小・中間の円滑な接続による教育体制づくりにおいては、学校種別の教職員の勤務の実績を把握し、適切な知識又は技能を有し、社会的希望があり、教育の職務に専念して職務に専念し、校長の推薦に基づき授与される免許状。	高松市で実施しようとしている小中一貫教育の成果として期待される小・中間の円滑な接続による教育体制づくりにおいては、学校種別の教職員の勤務の実績を把握し、適切な知識又は技能を有し、社会的希望があり、教育の職務に専念して職務に専念し、校長の推薦に基づき授与される免許状。	照教育委員会の人事配置の実情から考え、ある学校だけに配慮した人員配置をすることは不可能である。そこで、今回の提案を実施することで、小・中学校の教員が、小学5年生から中学1年生まで連続して指導することが可能となる。それにより、子どもがそれぞれの教師との安定した人間関係の中で中学校生活を迎えることができる。その一方で、小・中から進学する不安の解消と意欲の維持ができ、ひいては学力の向上につながる。さらに、新設統合小・中学校以外の学校における小中連携に寄与すると思われる。	D	-	特別免許状については、学校教育の効果的な実施の必要性に基づき授与されるものであり、教員としての採用を前提としているため、任命権者の推薦を必要とします。また、小学校や中学校の教員であって、優れた知識等を有している場合は、特別免許状を受け、今後、黒教員委員会と協議しながら、円滑な実施に努めたいです。	D	-	特別免許状については、学校教育の効果的な実施の必要性に基づき授与されるものであり、教員としての採用を前提としているため、任命権者の推薦を必要とします。また、小学校や中学校の教員であって、優れた知識等を有している場合は、特別免許状を受け、今後、黒教員委員会と協議しながら、円滑な実施に努めたいです。									1024030	高松市	文部科学省		
080070	高松市小中一貫教育特区構想(教員免許の弾力化構想)	教育職員免許法第3条第1項、第2項	教育職員は、学校種等によりそれぞれ求められる専門性を有していることから、各相当の実務経験があり、且つ学識博識・生徒の生活指導等に資する者でなければならぬとされています。	高松市で実施しようとしている小中一貫教育の成果として期待される小・中間の円滑な接続による教育体制づくりにおいては、学校種別の教職員の勤務の実績を把握し、適切な知識又は技能を有し、社会的希望があり、教育の職務に専念して職務に専念し、校長の推薦に基づき授与される免許状。	高松市で実施しようとしている小中一貫教育の成果として期待される小・中間の円滑な接続による教育体制づくりにおいては、学校種別の教職員の勤務の実績を把握し、適切な知識又は技能を有し、社会的希望があり、教育の職務に専念して職務に専念し、校長の推薦に基づき授与される免許状。	照教育委員会の人事配置の実情から考え、ある学校だけに配慮した人員配置をすることは不可能である。そこで、今回の提案を実施することで、ある教科について、教員生活の実践を通して専門的指導内容・方法を十分に身に付けた小学校教員がその教科を中学校でも引継ぎ指導することが出来る。その結果、子どもがそれぞれの教師との安定した人間関係を築きつつ、教育現場での豊富な知識を生かした教育を受けることができる。小・中から進学する不安の解消と意欲の維持、学力の向上につながる。さらに、新設統合小・中学校以外の学校における小中連携に寄与すると思われる。	C	-	免許状で担保される資質能力の種類にかかわらず、有する教員免許状の教科以外の教科を教授することを求めることは、資質的に教員免許を授与することと同じであり、我が国の公教育の水準を全国レベルで確保することができません。しかしながら、ある教科を教授する教員を採用することができない場合には、例外的に小学校の教員を中学校でも引継ぎ指導することが出来る。その結果、子どもがそれぞれの教師との安定した人間関係を築きつつ、教育現場での豊富な知識を生かした教育を受けることができる。小・中から進学する不安の解消と意欲の維持、学力の向上につながる。さらに、新設統合小・中学校以外の学校における小中連携に寄与すると思われる。	C	-	免許状で担保される資質能力の種類にかかわらず、有する教員免許状の教科以外の教科を教授することを求めることは、資質的に教員免許を授与することと同じであり、我が国の公教育の水準を全国レベルで確保することができません。しかしながら、ある教科を教授する教員を採用することができない場合には、例外的に小学校の教員を中学校でも引継ぎ指導することが出来る。その結果、子どもがそれぞれの教師との安定した人間関係を築きつつ、教育現場での豊富な知識を生かした教育を受けることができる。小・中から進学する不安の解消と意欲の維持、学力の向上につながる。さらに、新設統合小・中学校以外の学校における小中連携に寄与すると思われる。										1024040	高松市	文部科学省	

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管(関係)官庁
080120	学校運営協議会委員任命についての市長の関与	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項	学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する、となっている。	学校運営協議会委員の任命については市長の承認を得る。	地域参加による学校運営を進める場合、地域住民が学校運営協議会委員として参加することは有効なこと。協議会委員の構成についても地域の意向が十分に反映されているものでなければならぬ。そのためには、委員の任命について「市長の承認を必要とする」と明記することが必要であり、法制上の確保を保障することと意図があると考えるものである。	また、平成17年12月9日付け地方制度調査会の答申書中において、「地域住民の意向の反映はむしろ市長の長の方がより適切にならう」と考えられる、とされていることである。	C	-	前回までの提案の意の説明と同様、個人の精神的な価値の形成に直接影響を与える教育については、その内容が中立公正であることが極めて重要であり、教育行政の執行にあたっては、個人の偏見判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要です。こうしたことから教育委員会制度が設けられており、学校運営協議会についても、学校運営及び任命権者の任命権の行使の手続きに関する一定の権限が付与されていることから、その委員については、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しながら適切な人材を任命する必要があります。このため、設置者である教育委員会委員の任命権を持っているものであり、市長の承認を必要とすることにより教育委員会の権限について制限することは困難であると考える。この結果について検討を行う場所であると理解しているがこの限定的な枠の中で権限として付与し、は検討を行うことは今後の協議制度を運営していく上で非常に有効であると考えます。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	-	これまでの回答の繰り返しとなりますが、教育委員会が学校運営協議会の委員を任命するに当たり、保護者や地域住民の意見も十分踏まえるなど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を適切に運用することにより地域の意向を十分に反映できるものと考えます。貴市よりいただいたご意見および教育行政の執行にあたっては公正性、公平性、中立性は重要であり、そのため多数の委員からなる教育委員会が、その会議により多様な意見や立場を踏まえた中立的な意思決定に基づき学校運営協議会委員の任命を行うこととなります。なお、既に学校運営協議会制度を導入している自治体の教育委員会では、地域住民の教育への関心に応じ、学校運営協議会委員に地域に根ざした人材を確保するとの方針として、その構成に地域代表者を設けたり、公募制を行ったりしている取組もありますので、こうした事例も参考にいただければと存じます。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	本市の提案はこれまで再三説明しているとおり任命権を市長に移すのではなく、関与を求めるものである。公正性、公平性、中立性の確保は当然認識しているが、そのために教育委員会に権限が集中している現在の状況が前提であると考える。提案しているものである。権限が集中していることにより教育現場が教育委員会の意向のみを仰い現場が想定にされているため、学校運営に影響を与える協議会委員の任命に市長が関与することは、教育現場の目を地域に向けさせる上で有効であると考えられるので、まずはこうした方法により、ご対応いただければと存じます。	1029020	多治見市	文部科学省				
080130	教育委員会の社会教育に関する権限を、市長へ移譲する特区	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において社会教育に関する事務を教育委員会が所管することを規定しています。	現行制度上、教育委員会が持つ社会教育に関する権限を、自治体の判断により市長に移譲することを可能とする。	先の方案においてF回答とされた案件であるが、具体的な検討にあたり少なくとも次の件については実現可能とされた。社会教育法(昭和24年号外法律第207号)に定める市町村教育委員会の事務(社会教育法5条、関係行政庁等に資料提供を求める権限(同第8条)、社会教育主事及び主事補の設置(同第9条の2)、社会教育関係団体に対する専門的技術的指導又は助言、事業に必要な物資確保等(同第11条、第12条)、社会教育委員の委嘱、助言に関する事務(同第15-17条)、公民館事業又は行為の停止、運営審議会委員の委嘱(同第30-40条)、社会教育のための学校施設利用の許可、講座開設(同第45-48条)	自治体において、社会教育に関する事務を市民館で効率的に運営していくために、少なくとも市長に依頼可能とすべき項目を提案するものである。さらに、市長の明確な責任と判断のもとで事務を行うため、短期間定率による補助執行や事務委任を行うことも可能とすべきである。	D	-	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、市長に移譲できるものについて現在検討を進めているところである。なお、地方自治法180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。	9月15日の特区推進本部決定に従い、別添した項目や規制制定、図書館、公民館等の職員の任命権等を市長に移譲可能とするよう、早急に検討を進めていただくよう要望する。なお、現行規定で対応可能な回答であるが、地方自治法180条の7による事務委任、補助執行については、首長部局の補助職員に対するものであり、首長に対するものではないことに留意された。	右提案主体の意見を踏まえ、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	9月15日の特区推進本部決定では、平成18年度中に措置できることとされている。早急に検討を進めていただくとともに、具体的な進捗状況とスケジュールをお示しいたきたい。	1029030	多治見市	文部科学省							
080140	公民館事業に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第12項、社会教育法第5条、地方自治法180条の7	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において社会教育に関する事務を教育委員会が行うことを規定しています。	教育委員会が担当することとされている社会教育に関する事務については、地方自治法(181条の1)によれば、教育委員会から普通地方公共団体の長への委任はできず、市長の補助機関たる職員等への事務委任に留まっている。社会教育に関する事務、特に公民館の整備・管理事務に関しては、予算編成権や条例制定権を有する市長の明確な責任と判断で行えるようになることで、多様なニーズに的確に・効率的な公民館運営が可能となる。	社会教育に対する住民ニーズは時代の変化とともに多様化してきている。現在、住民から公民館に対して教育委員会と市長部局の両方に依頼する要望があり、迅速かつ効果的な対応が困難となっている。これを解消し、住民サービスを向上させるためには、住民の代表である市長のもとに公民館を一元化する必要がある。また、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)において「教育委員会制度については、十分機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限(例えば、公民館の整備・管理、文化・スポーツに関する事務の権限など)を市長へ移譲する特区の実験的な取組を進める(略)」とされている。以上ことから社会教育施設である公民館の整備・管理権限を教育委員会から地方公共団体の長へ移譲することを求めるものである。	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、市長に移譲できるものについて現在検討を進めているところである。なお、地方自治法180条の7の規定に基づき、公民館の整備や管理に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。	D	-	社会教育に係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況を回答された。	社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについての検討の進捗状況等について具体的に回答された。	現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	(平成18年9月15日 構造改革特区推進本部決定済み)	1045010	普通寺市	総務省 文部科学省						
080151	生涯学習行政における教育委員会と市長の権限分担の弾力化	社会教育法第5条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法第5条は社会教育に関する事務について教育委員会が行うことを規定しています。	市町村教育委員会は、法令に基づき、学校教育のほか、社会教育、文化、スポーツといった幅広い事業を所掌しているが、これらのうち学校教育を除く広義の生涯学習分野については、市町村の長と教育委員会の協議のもと、市町村が定める条例に基づき、市町村の長が所掌できるようにする。	本市は生涯学習基本構想・基本計画を定め、社会教育、文化、スポーツ等、生涯学習社会を目指すべく(237本の基本施策を全庁的に展開している。今後、その総合的な推進を図るため、改めて市長部局と教育委員会との役割責任分担を見直し考えていく考えものである。社会教育法等は、教育委員会の事務、職務権限について、学校教育分野外のものも個別具体的に記している。これらの事項を市長が執行する場合、地方自治法による補助執行とならぬ。決裁権限を教育委員会に与えることとなり、責任が不明確化し、円滑な執行が図られるおそれがある。昨年、中央教育審議会において、これら分野における首長と教育委員会の権限分担弾力化が必要との着申があったが、両者は社会教育分野が除外されているほか、両者の法改正等の動きも不明である。よって、本特区提案を通じて地域の実情に対応した教育、生涯学習の推進を図りたい。	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、市長に移譲できるものについて現在検討を進めているところである。なお、地方自治法180条の7の規定に基づき、生涯学習に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。	D	-	社会教育、文化、スポーツに係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況を回答された。	社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	文化・スポーツに関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについての検討の進捗状況等について具体的に回答された。	現在、文化・スポーツに関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところである。	(社会教育について) F (平成18年9月15日 構造改革特区推進本部決定済み)	1082020	草加市	文部科学省						
080152	生涯学習行政における教育委員会と市長の権限分担の弾力化	社会教育法第5条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法第5条は社会教育に関する事務について教育委員会が行うことを規定しています。	市町村教育委員会は、法令に基づき、学校教育のほか、社会教育、文化、スポーツといった幅広い事業を所掌しているが、これらのうち学校教育を除く広義の生涯学習分野については、市町村の長と教育委員会の協議のもと、市町村が定める条例に基づき、市町村の長が所掌できるようにする。	本市は生涯学習基本構想・基本計画を定め、社会教育、文化、スポーツ等、生涯学習社会を目指すべく(237本の基本施策を全庁的に展開している。今後、その総合的な推進を図るため、改めて市長部局と教育委員会との役割責任分担を見直し考えていく考えものである。社会教育法等は、教育委員会の事務、職務権限について、学校教育分野外のものも個別具体的に記している。これらの事項を市長が執行する場合、地方自治法による補助執行とならぬ。決裁権限を教育委員会に与えることとなり、責任が不明確化し、円滑な執行が図られるおそれがある。昨年、中央教育審議会において、これら分野における首長と教育委員会の権限分担弾力化が必要との着申があったが、両者は社会教育分野が除外されているほか、両者の法改正等の動きも不明である。よって、本特区提案を通じて地域の実情に対応した教育、生涯学習の推進を図りたい。	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、市長に移譲できるものについて現在検討を進めているところである。なお、地方自治法180条の7の規定に基づき、生涯学習に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。	D	-	社会教育、文化、スポーツに係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況を回答された。	文化・スポーツに関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについての検討の進捗状況等について具体的に回答された。	現在、文化・スポーツに関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところである。	(文化・スポーツについて) B (平成18年9月15日 構造改革特区推進本部決定済み)	1082020	草加市	文部科学省							

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管(関係)官庁
080161	公の施設の一元的な設置・管理の改善	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号、第7号	学校、公民館については、施設の整備、管理を教育委員会が行っています。文化交流施設については、法律上特員の規定がないことから、市長部局でも教育委員会でも担当することが可能です。	学校、公民館、文化交流施設など、教育施設が所管する事業を、市長が行えるようにすること、教育財源の管理を、市長が行えるようにすること。	市長部局や教育委員会の組織的な整備も超えて、市が設置する公の施設の整備や管理運営、教育財源の管理を、市長が一元的に行えるようにする。現状では、執行機関ごとに施設を整備・管理運営をしているため、一つの市の施設であつても、一体的な管理運営をすることが認められず、教育財源についても市長が管理できない状況である。このため、一つの市役所の中でも、市長部局と教育委員会とのそれぞれで施設や財源を管理する担当者を配置するなど、決して効率的な行政運営に結びついていないとは考えない状況にある。	提案理由 本市では、より効率的な施設管理を行うために、市が設置している施設の一元的な管理ができないが検討しているところである。しかしながら、市が設置した施設でも、市長が管理できない施設が法律で定められている。そこで、本提案が提案されることにより、市長が施設管理をひとつの担当セクションで管理できること、教育行政サイドは、施設管理業務から開放され、地域の教育課題の解決につながる業務に専念できること、それぞれの専門性を特化した業務が執行され、より高い総合的な行政サービスにつながる。	D	-	まず、学校や公民館等の施設については、現行制度においても、地方自治法第180条の7に基づき、その整備・管理の事務の一部を首長の補助機関である職員等に委任または補助執行させることが可能とされています。学校施設につきましては、9月15日の特区本部決定において、現行制度上教育委員会が担当しているところ、地方公共団体の判断により首長が担当できること、政治的中立性の確保に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置をとられているところです。公民館などの社会教育施設に關しては、同決定に従い、社会教育に関する事務のうち、首長に移すこともないとして現在検討を進めているところです。文化交流施設につきましては、その設置目的や事業内容が明確ではありませんが、自治体の判断により首長でも施設の管理・運営が可能とされています。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し、社会教育に係る9月15日の特区本部決定に関する具体的な検討状況をのめ回答させていただきます。	D	-	ご提案いただいている学校、公民館、文化交流施設などについては、地方自治法第180条の7に基づき、その整備・管理の事務の一部を首長の補助機関である職員等に委任または補助執行させることが可能です。ただし、市長本人にこれらの事務の一部を移譲することは現行法上できません。なお、現在、学校施設の整備・管理に関する事務や社会教育に関する事務を、地方公共団体の判断により首長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	(学校施設について) A (平成16年9月15日 構造改革特区推進本部決定済)	-	現在、学校施設の整備・管理に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当できるようにすることについての検討の進捗状況等について具体的に回答させていただきます。	1099010	遠野市	総務省 文部科学省								
080162						代替措置 本市では、市民センター構想のもと、市長と教育委員会が、それぞれの独立性と自主性を相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っていること、教育施設の管理を市長が担うことは可能である。	D	-	文化交流施設につきましては、その設置目的や事業内容が明確ではありませんが、自治体の判断により首長でも施設の管理・運営が可能とされています。	右の提案主体の意見について、回答させていただきます。	C	-	ご提案は、学校教育の担当者を含む教育委員会の職員全体の人事を市長に移すというもので、前回申し上げた理由から、全体としては「C」と回答しています。なお、現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、実際に検討中であることから、社会教育の分野に属する公民館については「D」と回答した上で、その旨を文章中で反映しています。	(社会教育について) F (平成16年9月15日 構造改革特区推進本部決定済)	-	現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、「骨太方針2006」、昨年9月の特区推進本部決定を踏まえ、改正教育基本法の国会議論や教育再生会議の意見も踏まえて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	1099010	遠野市	総務省 文部科学省								
080170	市長による教育機関の職員の任免の容認	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条、第19条、第23条第3号	教育委員会の事務局には指導主事をはじめとする所要の職員を置くことになっており、その任命は、教育委員会の推薦により教育委員会が行うことになっており、市長が任命することはない。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。教育委員会事務局の職員や採用している教育機関の職員の任免は、教育委員会が所管することとされているため、小中公民館等自治体でも、人事関係の業務は、市長と教育委員会とそれぞれが兼任しなければならず、効率性に欠ける面がある。本提案は、教育機関の職員の任免を市長ができれば、人事業務を専門セクションに集約することができるようになるので、より効率的な行政運営につながる。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。本提案は、教育機関の職員の任免を市長ができれば、人事業務を専門セクションに集約することができるようになるので、より効率的な行政運営につながる。	提案理由 本市では、10年以内に市の職員数の20%削減を掲げている。その中でこれまで以上に教育行政の充実を図るためには、市の職員の任免等の事務を市長のもとに集約し、教育行政サイドには、教育に特化した業務を執行してもらうことが必要。また、それぞれの業務が、集約されることが、より効率的な行政運営につながる。	C	-	公民館職員の任免(社会教育法)については、現行法で対応可能(0判定)との回答が示されているが、本提案(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)に対する回答は、対応不可(0判定)とされています。同じ教育委員会事務局の職員に対する人事に関する業務の違いは何か。	右の提案主体の意見について、回答させていただきます。	C	-	ご提案は、学校教育の担当者を含む教育委員会の職員全体の人事を市長に移すというもので、前回申し上げた理由から、全体としては「C」と回答しています。なお、現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、実際に検討中であることから、社会教育の分野に属する公民館については「D」と回答した上で、その旨を文章中で反映しています。	1099030	遠野市	文部科学省											
080180	市長による公民館運営審議会の委員の任免の容認	社会教育法第28条	社会教育法28条は市町村の設置する公民館の職員について、公民館運営審議会の委員が任命することと規定しています。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。公民館の職員の任免は、現行制度では、教育委員会が所掌しているが、これを市長が任命できるようにすることで、人事業務を専門セクションに集約できることにより、より効率的な行政運営が図られる。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。本提案は、教育機関の職員の任免を市長ができれば、人事業務を専門セクションに集約することができるようになるので、より効率的な行政運営につながる。	提案理由 本市では、10年以内に市の職員数の20%削減を掲げている。その中でこれまで以上に教育行政の充実を図るためには、人事等任免関係の業務をひとつに集約していくことが望ましい。また、本市では、市民センター構想のもと、30年以上の期間、市長(地域生活)と教育委員会(社会教育)とが、相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っていること、教育施設の管理を市長が担うことは可能である。	D	-	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、首長に移すものについて現在検討を進めているところです。なお、事務の効率化につきましては、地方自治法180条の規定に基づき、事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し、社会教育に係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況を回答させていただきます。	D	-	現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。なお、社会教育に關し、教育委員会から首長部局に委任・補助執行可能な事務の範囲については、委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において認められると考えられ、運用に当たっては、適宜、個別にご相談頂きたいと思ひます。	F (平成16年9月15日 構造改革特区推進本部決定済)	-	現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、「骨太方針2006」、昨年9月の特区推進本部決定を踏まえ、改正教育基本法の国会議論や教育再生会議の意見も踏まえて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	1099040	遠野市	文部科学省								
080190	市長による公民館運営審議会の委員の委任の容認	社会教育法第30条第1項	社会教育法第30条第1項は市町村の設置する公民館について、公民館運営審議会の委員が任命することと規定しています。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。市が委嘱する公民館運営審議会の委員の委任を市長ができるようにする。本市では、市民センター運営協議会を設置しているが、公民館運営審議会の委員として委嘱しているため、現行制度では、教育委員会が所掌している。これを市長が任命できるようにすることで、人事業務が専門セクションに集約され、業務が執行できることにより、より効率的な行政運営が図られる。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。本提案は、教育機関の職員の任免を市長ができれば、人事業務を専門セクションに集約することができるようになるので、より効率的な行政運営につながる。	提案理由 本市では、市民センター構想のもと、30年以上の期間、市長(地域生活)と教育委員会(社会教育)とが、相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っていること、教育施設の管理を市長が担うことは可能である。	D	-	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、首長に移すものについて現在検討を進めているところです。なお、事務の効率化につきましては、地方自治法180条の規定に基づき、事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し、社会教育に係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況を回答させていただきます。	D	-	現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。なお、社会教育に關し、教育委員会から首長部局に委任・補助執行可能な事務の範囲については、委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において認められると考えられ、運用に当たっては、適宜、個別にご相談頂きたいと思ひます。	F (平成16年9月15日 構造改革特区推進本部決定済)	-	現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、「骨太方針2006」、昨年9月の特区推進本部決定を踏まえ、改正教育基本法の国会議論や教育再生会議の意見も踏まえて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	1099050	遠野市	文部科学省								
080201	社会教育、文化財保護に関する地域の区長への移管	地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、文化財保護法、社会教育法、図書館法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、社会教育法は社会教育に関する事務について教育委員会が行うことを規定しています。また、図書館法は公民館館長に、教育委員会が必要と認めると職員を置くこと等を規定しています。	'地方自治法'第180条の8(学校に關する)を除外し、並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号及び第14号(学校に關する)を除外し、並びに「文化財保護法」、「社会教育法」、「図書館法」中、教育委員会に關する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化、スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、また、より、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関する他の施策と一体的に取り組みしている。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が確保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。社会教育、文化(図書館)は区民生活に密接に關するものであるため、区民の信頼を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局へ移管する必要がある。	(社会教育について) 現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、首長に移すものについて現在検討を進めているところです。なお、地方自治法第180条の7の規定に基づき、事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任をめぐることが可能です。	D	-	社会教育(公民館)については、現行法で対応可能とのことだが、本市が提案している学校、公民館等の教育財源の整備・管理は、地方自治法第180条の7で定められている「整備・管理の事務の一部」に含まれると理解してよろしいか。また、教育委員会が担当している施設の設置・管理の事務を市長への移管に関する検討スケジュールをお示しいただけないか。	D	-	現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	F (平成16年9月15日 構造改革特区推進本部決定済)	-	現在、社会教育に関する事務を地方公共団体の判断により首長が担当することについて、「骨太方針2006」、昨年9月の特区推進本部決定を踏まえ、改正教育基本法の国会議論や教育再生会議の意見も踏まえて、政治的中立性の担保等に留意しつつ、検討しているところです。	1114010	千代田区	総務省 文部科学省									

Table with 15 columns: 管理コード, 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 提案の具体的内容, 具体的事業の実施内容, 提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 提案事項管理番号, 提案主体名, 制度の所管 関係官庁. Rows include items for social education, special schools, museums, and universities.

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁		
080310	点字図書館における録音図書の見出し要件の緩和	著作権法第37条第3項	著作権法第37条第3項により、点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で法令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するためであれば、公表された著作物から著作権者の許諾なく録音図書を作成することができますが、視覚障害者以外の方に対して貸し出すために録音図書を制作するには著作権者の許諾が必要です。	著作権法において「専ら視覚障害者向け」に限定されていない貸し出し対象者について、「視力の喪失した一般の高齢者等にも貸し出し可能」とあることを明確化する。	北九州市視覚障害者情報提供施設(市立点字図書館)では、現行法に基づき、著作権者の許諾なしに録音図書を制作し、視覚障害者によって貸し出し業務を行うことができます。 視力が喪失した一般の高齢者にも許諾なしに貸し出し可能であることを明確化することにより、利用者のニーズに広くかつ効果的に対応できるようにする。	「視覚障害者」の基準が明確でないため、北九州市では身体障害者手帳の有無をもって視覚障害者の客観的な判断基準としていた。したがって、視覚障害と同等レベルの視力であっても身体障害者手帳を交付されていない人や、視力の喪失した一般の高齢者に対しては、貸し出しを行っていない。 このため、通常の活字本は読むことが困難であり、録音図書を必要としている方々に対して事実上貸し出しが制限されることとなる。 そこで、新たに定めた判断基準をクリアすることを条件として、身体障害者手帳を持たず視覚障害者とみなされない視力の喪失した一般の高齢者等に対しても著作権者の許諾なしに貸し出し可能であることを明確化することが必要である。	C	-	ご提案の内容につきましては、既に文化審議会著作権分科会において審議が行われ、著作権法第37条第3項の対象とすべきと提案のあった高齢者としては、実際にどの程度視力が喪失した者についてニーズがあるか、また録音図書が一般の聴覚者によって利用されたいような担保がどのように与えられるのか等が不明確であることから、平成18年1月の報告書では、提案者等からのより具体的に特定された提案を待って検討することが適当とされました。これを踏まえ、現在は、このようなより具体的な提案を持っているところでは、いずれにしても、頂いたご提案につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	録音図書の利用対象の拡大については、図書館関係者等により検討して、今後どのような見直しをもって検討を進められるのか回答された。	今回ご提案のあった観点につきましては、社団法人日本図書館協会等からの法律改正要望を受け、平成17年に文化審議会著作権分科会において検討が行われましたが、その結果、高齢で活字図書が読めない人、というだけでなく、実際にどの程度視力が喪失した人についてニーズがあるか異なる範囲の明確化等が必要であるとされ、現在、同協会や厚生労働省がその範囲の明確化等を進めているところであり、文部科学省としてもこれら関係団体・省庁と連携を図り、必要に応じ再度同審議会において検討を行いたいと考えています。											1037020	北九州市	文部科学省 厚生労働省
080320	ストリート・ミュージシャンのライセンス制度	著作権法第22条、第38条第1項	著作権法第22条により、著作権者には、演奏権が認められています。同法第38条第1項により、非営利・無料演奏を行う場合は、権利者の許諾は不要です。	現在、公共の場におけるパフォーマンスに関して条例や道路法などで規制されているので、一定の審査を通過したパフォーマンスにはライセンスを付与し、公共の場での活動を公認化する。	オーデションなどで審査し、審査通過アーティストにはライセンスを与え、一般の歩道や公共施設、公共の場での演奏やパフォーマンスを許可し、料金を徴収や初版なども可能とする。また、著作権使用料は免除する。	「音楽産業都市」の形成に向けて、道路使用や騒音を過るトラブルを防ぐだけでなく、町の賑わいを育む。また、ライセンスによりアーティストの実力はハイレベルに保たれる。また、地域における芸術文化の発展にも寄与し、アーティストにとっても音楽やパフォーマンスで生活できる環境も整えられる。将来的には新潟県内の音楽関連情報を総合的に収集・発信する活動の核を目指す。	C	-	公共の場におけるパフォーマンスの許可等に関しては、文部科学省の所管外になりますので、関係省庁や地方公共団体に相談いただければと思います。 また、他者の楽曲を演奏する場合には著作権使用料の免除を行うことは当該楽曲の著作権者に対する新たな規制、財産措置の優遇に関するものであり、特区制度の趣旨に馴染まないと考えます。		C	-									1109140	株式会社アイ・シー・オープン・モーション・社団法人日本ニュービジュラス協議会	警察庁 文部科学省	